**平成２１年（フ）第２０２号**
福井県坂井市三国町梶第26号45番地
破産者　有限会社入船
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２０１号**
京都市山科区椥辻東浦町７の５山本ビル３階
破産者　株式会社アンベリーヌ
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第４２８号**
神戸市西区池上２丁目39番７―302号
破産者　株式会社ティーリンク
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２１年（フ）第５９２号**
奈良県生駒郡斑鳩町服部１丁目８番15号
破産者　有限会社すずらんデリバリー・サービス
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第１８６号**
愛媛県四国中央市金生町下分798番地２　ＫＳ会館３Ｆ、登記簿上の住所愛媛県四国中央市川之江町3113番地の66
破産者　有限会社アプリシステム
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第６７４号**
群馬県前橋市三俣町１丁目43番地８
破産者　林　　金三
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第６７２号**
群馬県高崎市金古町550番地１
破産者　西川　佳利
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第９６号**
山形県飽海郡遊佐町白井新田字大石９番地
破産者　那須　　剛
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

**平成２１年（フ）第３８号**
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字町裏39番地１
破産者　渡邊　敬徳
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２１年（フ）第５８７号**
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上栢間3879番地８
破産者　富岡　徳雄
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第８８４号**
埼玉県川口市西青木１丁目18番８号　サンハイツ202号
破産者　竹谷　惠子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４２６号**
埼玉県北葛飾郡栗橋町北１丁目９番15―12号、旧住所埼玉県北葛飾郡栗橋町東１丁目９番38号
破産者　藤田　正信
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第３０８４号**
神奈川県大和市福田２丁目11番地９
破産者　永瀬　久雄
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第３２０号**
富山市南大場238番地３
破産者　上野　　修
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１９３号**
富山市一本木１番地７
破産者　荒川重建こと　荒川　英矢
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第３８６号**
山梨県甲府市大里町3854番地11
破産者　岩間　雅美
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第３５号**
長野市青木島町綱島717番地３、開始決定時の住所長野市差出南２―10―43　宮崎節子方
破産者　宮崎　　茂
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５１号**
長野市差出南３丁目８番20―301号　ハイネスあやとり301号、前住所長野市中御所１丁目11番９号
破産者　深津　和也
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４６６号**
長野県飯山市大字飯山628番地、開始決定時の住所長野県中野市大字中野2074番地８
破産者　竹内　　修
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係